

令和 3 年 9 月 24 日

特定非営利活動法人 CWS Japan

活動計算書（令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 6 月 30 日まで）

貸借対照表（令和 3 年 6 月 30 日現在）

計算書類の注記

財産目録（令和 3 年 6 月 30 日現在）

監査報告書

公認会計士今西浩之事務所（令和 3 年 9 月 24 日）

令和2年度 活動計算書
令和2年7月1日～令和3年6月30日
特定非営利活動法人 CWS Japan

(円)

科目	金 額		
1.経常増減の部			
(1)経常収益			
受取寄付金			
一般	16,339,556		
エキュメニカル防災・災害支援	159,853		
パキスタン害虫被害支援	30,000		
令和2年豪雨災害レポート	225,081		
外国人脆弱層支援	5,000	16,759,490	
受取助成金等			
受取民間助成金	70,416,198		
受取政府助成金	115,828,231	186,244,429	
その他収益			
受取利息	211		
雑収益	2,883,639	2,883,850	
経常収益合計			205,887,769
(2)経常費用			
事業費			
【人件費】			
給料手当	25,840,100		
通勤手当	589,620		
法定福利費	4,206,954		
【人件費計】	30,636,674		
【その他費用】			
謝金	4,402,770		
交際費	8,479		
現地事業実施経費	90,896,732		
旅費交通費	6,516		
負担金	100,001		
通信運搬費	556,088		
広告宣伝費	94,650		
事務用品費	152,588		
翻訳通訳費	42,790		
教育研修費	213,340		
印刷製本費	40,367		
支払地代家賃	1,547,160		
支払会費	191,801		
委託費	68,396,217		
支払手数料	650,579		
外部監査報酬	2,844,904		
租税公課	2,450		
支払寄付金	3,000,000		
為替差損	1,238,602		
雑費	55		
【その他費用計】	174,386,089		
事業費計		205,022,763	

令和2年度 活動計算書
令和2年7月1日～令和3年6月30日
特定非営利活動法人 CWS Japan

(円)

科目	金 額		
管理費			
【人件費】			
給料手当	3,419,855		
通勤手当	111,510		
法定福利費	359,841		
福利厚生費	14,329		
【人件費計】	3,905,535		
【その他費用】			
旅費交通費	3,924		
通信運搬費	16,869		
事務用品費	47,707		
印刷製本費	1,140		
支払地代家賃	84,900		
支払会費	78,900		
委託費	48,400		
支払手数料	512,155		
外部監査報酬	715,000		
租税公課	600		
【その他費用計】	1,509,595		
管理費計		5,415,130	
経常費用計			210,437,893
当期経常増減額			△ 4,550,124
2.経常外増減の部			
(1)経常外収益			
経常外収益合計			0
(2)経常外費用			
経常外費用合計			0
税引前当期正味財産増減額			△ 4,550,124
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			△ 4,550,124
前期繰越正味財産額			22,408,036
次期繰越正味財産額			17,857,912

令和2年度 貸借対照表
令和3年6月30日現在
特定非営利活動法人 CWS Japan

(円)

科 目	金 額		
資産の部			
流動資産			
普通預金	113,085,288		
未収金	9,374,970		
前払費用	269,309		
仮払金	83,176,583		
流動資産合計		205,906,150	
固定資産			
敷金	256,365		
固定資産合計		256,365	
資産合計			206,162,515
負債の部			
流動負債			
未払金	20,689,556		
前受金	166,383,186		
預り金	1,231,861		
流動負債合計		188,304,603	
負債合計			188,304,603
正味財産の部			
正味財産		17,857,912	
正味財産合計			17,857,912
負債及び正味財産合計			206,162,515

令和2年度 計算書類の注記

特定非営利活動法人 CWS Japan

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込経理方式によっています。

2. 事業別損益の状況

事業別損益の状況は以下の通りです。

(単位:円)

科目	緊急支援事業	開発支援事業	NPOの能力強化 支援事業	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益						
1 受取寄付金	1,667,705	201,815	520,863	2,390,383	14,369,107	16,759,490
2 受取助成金等	93,462,509	92,781,920	0	186,244,429	0	186,244,429
3 その他収益						
受取利息	33	87	0	120	91	211
雑収益	235,846	1,859,583	0	2,095,429	788,210	2,883,639
経常収益計	95,366,093	94,843,405	520,863	190,730,361	15,157,408	205,887,769
II 経常費用						
(1) 人件費						
給料手当	7,344,582	15,999,165	2,496,353	25,840,100	3,419,855	29,259,955
通勤手当	576,173	13,447	0	589,620	111,510	701,130
法定福利費	2,242,404	1,701,881	262,669	4,206,954	359,841	4,566,795
福利厚生費	0	0	0	0	14,329	14,329
人件費計	10,163,159	17,714,493	2,759,022	30,636,674	3,905,535	34,542,209
(2) その他経費						
謝金	222,741	4,180,029	0	4,402,770	0	4,402,770
交際費	0	8,479	0	8,479	0	8,479
現地事業実施経費	83,856,615	7,040,117	0	90,896,732	0	90,896,732
旅費交通費	0	6,516	0	6,516	3,924	10,440
負担金	100,001	0	0	100,001	0	100,001
通信運搬費	31,006	525,082	0	556,088	16,869	572,957
広告宣伝費	0	94,650	0	94,650	0	94,650
事務用品費	12,273	140,315	0	152,588	47,707	200,295
翻訳通訳費	0	42,790	0	42,790	0	42,790
教育研修費	170,440	42,900	0	213,340	0	213,340
印刷製本費	6,256	34,111	0	40,367	1,140	41,507
支払地代家賃	1,164,350	382,810	0	1,547,160	84,900	1,632,060
支払会費	100,001	31,800	60,000	191,801	78,900	270,701
委託費	480,720	67,882,497	33,000	68,396,217	48,400	68,444,617
支払手数料	91,599	558,650	330	650,579	512,155	1,162,734
外部監査報酬	1,871,835	973,069	0	2,844,904	715,000	3,559,904
租税公課	400	2,050	0	2,450	600	3,050
支払寄付金	3,000,000	0	0	3,000,000	0	3,000,000
為替差損	566,496	672,106	0	1,238,602	0	1,238,602
雑費	0	55	0	55	0	55
その他経費計	91,674,733	82,618,026	93,330	174,386,089	1,509,595	175,895,684
経常費用計	101,837,892	100,332,519	2,852,352	205,022,763	5,415,130	210,437,893
当期経常増減額	△ 6,471,799	△ 5,489,114	△ 2,331,489	△ 14,292,402	9,742,278	△ 4,550,124

3. 使途等が制約された寄付等の内訳

使途等が制約された寄付金等の内訳は以下の通りです。当法人の正味財産は17,857,912円ですが、そのうち5,000円は外国人脆弱層支援に使用される財産です。したがって、使途が制約されていない正味財産は17,852,912円です。

(単位:円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
指定寄付	0	260,081	255,081	5,000	
HIF・ADRRN東京イノベーションハブ (ATIH) (第2フェーズ) 事業	0	12,235,615	12,235,615	0	前期に前受金として貸借対照表に計上した7,326,177円と、当期に交付を受けた5,175,100円のうち、265,662円は前受金として貸借対照表に計上しています。
トヨタ財団・新宿区防災多文化共生事業	0	708,798	708,798	0	当期に交付を受けた1,000,000円のうち、291,202円は前受金として貸借対照表に計上しています。
ELRHA・CLIP事業	0	57,471,785	57,471,785	0	当期に交付を受けた57,828,150円のうち、356,365円は前受金として貸借対照表に計上しています。
外務省・日本NGO連携無償資金協力 アフガニスタン防災力向上(3年次) 事業	0	306,694	306,694	0	前期に前受金として貸借対照表に計上した598,000円のうち306,694円は、事業が終了したことにより当期に収益計上しています。残額の291,306円は、当期に未払金として貸借対照表に追加計上しています。
JPF・アフガニスタン干ばつ支援(第2フェーズ) 事業	0	127,754	127,754	0	前期に前受金として貸借対照表に計上した150,000円のうち127,754円は、事業が終了したことにより当期に収益計上しています。残額の22,246円は、当期に未払金として貸借対照表に追加計上しています。
JPF・インドネシア スラウェシ地震支援(第2フェーズ) 事業	0	25,712,601	25,712,601	0	前期に前受金として貸借対照表に計上した26,826,239円のうち、次期に返還予定の1,113,638円を差し引いた金額を、当期に収益計上しています。
外務省・日本NGO連携無償資金協力 パキスタン防災力向上(2年次) 事業	0	4,156,171	4,156,171	0	前期に前受金として貸借対照表に計上した36,864,781円のうち、次期に使用予定の32,708,610円を差し引いた金額を当期に収益計上しています。
外務省・日本NGO連携無償資金協力 ベトナム災害レジリエンス向上(1年次) 事業	0	12,860,234	12,860,234	0	前期に前受金として貸借対照表に計上した18,037,932円のうち、次期に返還予定の4,906,860円と、為替差損益270,838円を差し引いた金額を、当期に収益計上しています。
JPF・パキスタン害虫被害対策(第1フェーズ) 事業	0	44,336,639	44,336,639	0	前期に前受金として貸借対照表に計上した47,776,105円のうち、次期に返還予定の3,439,466円を差し引いた金額を、当期に収益計上しています。
JPF・アフガニスタン新型コロナ対応事業	0	18,991,161	18,991,161	0	当期に交付を受けた19,994,169円のうち、次期に返還予定の1,003,008円を差し引いた金額を、当期に収益計上しています。
JPF・パキスタン害虫被害対策(第2フェーズ) 事業	0	3,991,031	3,991,031	0	当期に交付を受けた24,999,848円のうち、21,008,817円は前受金として貸借対照表に計上しています。
外務省・日本NGO連携無償資金協力 アフガニスタン防災力向上 第2フェーズ(1年次) 事業	0	2,907,676	2,907,676	0	当期に交付を受けた39,911,050円のうち、37,003,374円は前受金として貸借対照表に計上しています。
外務省・日本NGO連携無償資金協力 ベトナム災害レジリエンス向上(2年次) 事業	0	2,015,135	2,015,135	0	当期に交付を受けた23,632,078円のうち、21,616,943円は前受金として貸借対照表に計上しています。
外務省・日本NGO連携無償資金協力 パキスタン防災力向上(3年次) 事業	0	426,506	426,506	0	当期に交付を受けた52,849,413円のうち、52,422,907円は前受金として貸借対照表に計上しています。
エキュメニカル防災・災害支援事業 寄付金	0	869,159	159,853	709,306	前期に前受金として貸借対照表に計上した819,159円と当期入金50,000円から、当期に使用した159,853円を差し引いた709,306円を前受金として貸借対照表に計上しています。
合計	0	187,377,040	186,662,734	714,306	

4. 固定資産の増減内訳

(単位:円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
投資その他の資産 敷金	406,365	-	150,000	256,365	-	256,365
合計	406,365	-	150,000	256,365	-	256,365

5. その他特定非営利活動法人の資産、負債、及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

- ・事業費と管理費の按分方法
各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当、法定福利費、支払地代家賃については従事時間割合に基づき按分しています。

令和2年度 財産目録
令和3年6月30日現在
特定非営利活動法人 CWS Japan

(円)

科 目	金 額		
資産の部			
流動資産			
普通預金			
三菱UFJ銀行 神田支店(918)	931,221		
三菱UFJ銀行 神田支店(966)	76,892		
三菱UFJ銀行 神田支店(767)	456,971		
三菱UFJ銀行 神田支店(754)	16,365,071		
三菱UFJ銀行 神田支店(765)	2,779,932		
三菱UFJ銀行 神田支店(248)	11,954,634		
三菱UFJ銀行 神田支店(944)	386,756		
三菱UFJ銀行 神田支店(959)	2,172,944		
三菱UFJ銀行 神田支店(800)	52,849,413		
三菱UFJ銀行 神田支店(813)	506,093		
三菱UFJ銀行 神田支店(871)	2,295,697		
三菱UFJ銀行 神田支店(304)	593,378		
三菱UFJ銀行 神田支店(429)	128,839		
三菱UFJ銀行 神田支店(489)	998,482		
三菱UFJ銀行 神田支店(385)	4,128,448		
三菱UFJ銀行 神田支店(986)	15,473,635		
三菱UFJ銀行 神田支店(595)	594,715		
ゆうちょ銀行 新御茶ノ水駅前支店(854)	392,167		
普通預金計	113,085,288		
未収金			
謝金	30,000		
アフガニスタン帰還民支援3事業 現地資金	521		
アフガニスタン防災3年次事業 現地資金	1,530,942		
パキスタン防災1年次事業 現地資金	105,765		
アフガニスタン干ばつ2事業 現地資金	1,895,405		
スラウェシ地震2事業 現地資金	607,545		
パキスタン害虫1事業 現地資金	2,439,924		
アフガニスタン新型コロナ事業 現地資金	926,116		
ベトナム災害1年次事業 現地資金	1,838,752		
未収金計	9,374,970		
前払費用			
事務所家賃	126,005		
ホームページ/メール関係費用	26,767		
移住連 会費	27,000		
社会保険・労働保険事務委託 会費・手数料	85,000		
グループウェア費用	4,537		
前払費用計	269,309		
仮払金			
パキスタン防災2年次事業 現地送金額	31,726,932		
パキスタン害虫2事業 現地送金額	18,514,967		
アフガニスタン防災Phase2 1年次 現地送金額	25,508,084		
ベトナム災害2年次事業 現地送金額	7,426,600		
仮払金計	83,176,583		
流動資産合計		205,906,150	
固定資産			
敷金 日本キリスト教会館	256,365		
固定資産合計		256,365	
資産合計			206,162,515

令和2年度 財産目録
令和3年6月30日現在
特定非営利活動法人 CWS Japan

(円)

科 目	金 額		
負債の部			
流動負債			
未払金			
社会保険料	364,425		
給与・謝金	25,261		
スタッフ立替経費	25,470		
アフガニスタン干ばつ1事業 現地追加送金	38,155		
スラウェシ地震1事業 返還助成金	3,997,372		
アフガニスタン防災3年次事業 返還助成金	2,578,877		
パキスタン防災1年次事業 返還助成金	492,521		
アフガニスタン干ばつ2事業 返還助成金	2,022,867		
スラウェシ地震2事業 返還助成金	1,113,638		
パキスタン害虫1事業 返還助成金	3,439,466		
アフガニスタン新型コロナ事業 返還助成金	1,003,008		
ベトナム災害1年次事業 返還助成金	4,906,860		
事務所 通信費、サーバー費用、印刷費、ネットサービス手数料	50,805		
ATIH 事業費	26,594		
NCC 負担金	25,000		
JPF NGOユニット会費	25,000		
NGO2030 事業費	33,000		
会計・税務顧問料	15,400		
事業管理業務委託費	100,000		
CLIP 事業費	405,837		
未払金計	20,689,556		
前受金			
ATIH事業 助成金	265,662		
パキスタン防災2年次事業 助成金	32,708,610		
エキュメニカル防災・災害支援事業 寄付金	709,306		
新宿区防災多文化共生事業 助成金	291,202		
アフガニスタン防災Phase2 1年次事業 助成金	37,003,374		
ベトナム災害2年次事業 助成金	21,616,943		
パキスタン防災3年次事業 助成金	52,422,907		
パキスタン害虫2事業 助成金	21,008,817		
CLIP事業 助成金	356,365		
前受金計	166,383,186		
預り金			
源泉所得税	757,838		
社会保険料	356,037		
雇用保険料	7,586		
住民税	110,400		
預り金計	1,231,861		
流動負債合計		188,304,603	
負債合計			188,304,603
正味財産合計			17,857,912

独立監査人の監査報告書

令和3年9月24日

特定非営利活動法人 CWS J a p a n

理事長 ショウ ラジブ 殿

公認会計士 今西浩之事務所

東京都港区

公認会計士

今西浩之 

<財務諸表等監査>

監査意見

私は、特定非営利活動法人CWS J a p a nの令和2年7月1日から令和3年6月30日までの令和2年度の貸借対照表、活動計算書及び計算書類の注記（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる NPO 法人会計基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる NPO 法人会計基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる NPO 法人会計基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる NPO 法人会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別し

た内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

私は、特定非営利活動法人CWS J a p a nの令和3年6月30日現在の令和2年度の財産目録について監査を行った。

私は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計基準に準拠して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計基準に準拠して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計基準に準拠して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

特定非営利活動法人CWS J a p a nと私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上